事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうよそう　ヒューマンエラーの他人事
築こう　安全足場で身近なしあわせ
めざそう　安心して暮らせる　心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Vol. 109
編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町
15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640

北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒980－0802　仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）　電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18（日本橋ＳＫビル５Ｆ）　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（白木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457－8535　名古屋市南区浜田町1-10　2Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－8（シャンピア阿波座1003号）　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55（幟町ゼネラルビル6Ｆ）　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883-1（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/　Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

前例にとらわれず政策を推進

住宅セーフティネットの充実、既存ストックの有効活用、省CO_2・長寿命化対策の推進、住宅建築物の安全性確保

施工中の墜落労災撲滅手段

公共工事の安全対策を民間にも普及
手すり先行工法・二段手すり・つま先板設置
足場安全点検の徹底―足場安全点検履歴の証等が対象

国交省住宅局長対談

生活の基本である衣・食・住のうち、住を所管している国土交通省住宅局。7月に就任した川本正一郎住宅局長は、小野辰雄全国仮設安全事業協同組合理事長との対談で、重点対策などについて「前例にとらわれずに政策を進めていく」方針を強調、高齢者や子育て世帯のための住宅の確保、既存住宅のストック有効活用、省CO_2（二酸化炭素）・長寿命化対策、住宅建築物の安全・安心施策を打ち出しました。さらに、建設労災の中で約半分を占め、異常に多い墜落労災防止対策にスポットを当てていくとも明言し、足場からの墜落事故防止を目的に、民間の住宅工事に手すり先行工法による二段手すりとつま先板（幅木）の設置などの安全対策を普及させる方法を検討すると語りました。小野理事長は、「新しい政権にも安全の確保を強く訴えていく」と述べ、墜落労災死亡事故撲滅に向け決意を示しました。

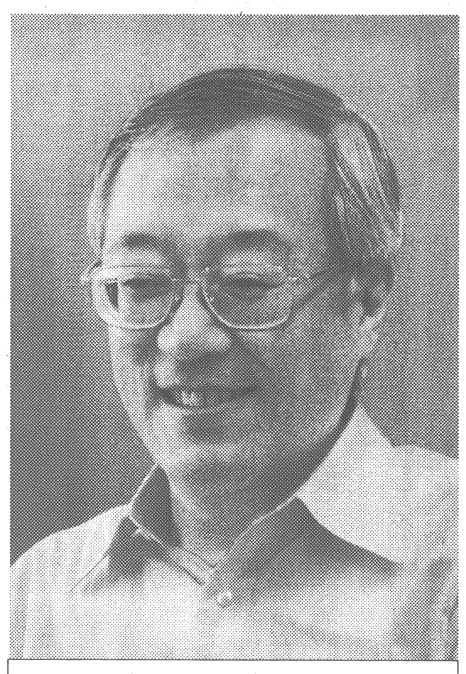

国土交通省住宅局長
川本　正一氏

小野　住宅局は、国民の住まい全般を担っています。戦後の復興期から量的な整備にウエートが置かれていましたが、現在では質に重点が移っています。本格的な少子高齢社会に突入しましたが、これからはどの分野や施策に力を入れていきますか。

川本　重点施策は主として4つあります。第一は、高齢者が安心して暮らせる住宅の確保や子育て世帯の居住安定の支援などセーフティーネット（安全網）対策を充実することです。特に首都圏など大都市圏は今後、高齢化が急速に進むため、住まいの問題が深刻化する恐れがあります。高齢者が安心して暮らせる住宅を確保し、セーフティーネットを充実していく必要があります。厚生労働省と共同で高齢者居住法をことし改正し、これに基づき密接に連携し施策の充実を図っていきます。

2つ目は、既存住宅ストックを有効に活用することです。「いいものをつくって、きちんと手入れし、長く大切に使う」ストック型社会へ転換するため、リフォーム市場の整備を進めるとともに、安心して取得できる良質の既存住宅の流通を促進します。また、民間賃貸住宅市場の整備を推進します。

3つ目は、住宅建築物の省CO_2対策や長寿命化など質を上げていく取り組みです。民間のすぐれた取り組みを支援していくことで、環境にやさしい住宅建築物ストックの形成を促進します。また、省エネ改修などを重点的に支援していきます。四つ目は、住宅建築物の安全性の確保です。災害にぜい弱な密集市街地の整備促進、耐震改修やアスベスト（石綿）対策の推進、建築設備などの安全性確保などを進めていきます。

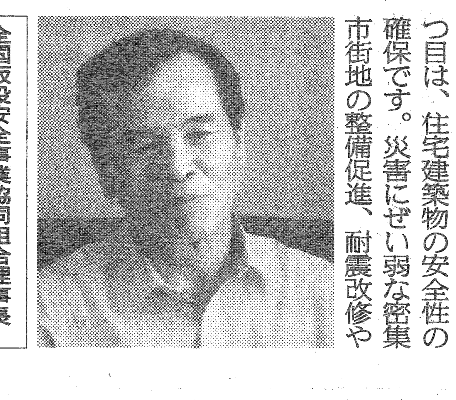

全国仮設安全事業協同組合理事長
小野　辰雄

墜落労災撲滅にスポット

安全・安心の確保ということでは、施工段階における安全・安心も重要です。建設工事労災における約半分を占める墜落労災を撲滅する対策にスポットを当てていきます。

小野　これまでは、施工する際の安全が不十分でした。ぜひこの点に力を入れていただきたいですね。

川本　そこをきちんとすることが基礎だと思います。いくら立派な建物が完成しても、つくるときに事故が起きると建物に対する信頼性が揺らぎます。

住宅産業は施工中における墜落災害で年間70人くらいが亡くなっており、建設産業における死亡者の約3分の1を占めています。4日以上の休業災害は8000人以上で、ここでも住宅産業が3分の1です。なんとかこれらの災害を食い止めなければいけません。現場を大事にするということは、非常に重要なことです。労働者の高齢化が進んでいるので、現場はもっと高齢者にやさしい作業環境にする必要がありますね。

小野　建築物のバリアフリーを進めるのであれば、命にかかわる足場のバリアフリーはもっと促進しなければいけません。労働安全衛生規則が改正され、厚生労働省安全衛生部長通達が出されましたが、枠組み足場の場合、下桟（したさん）の手すりを1本設置することで安全対策を済ましているのが現状です。しかし、手すり先行工法を使用し、なおかつ足場の全段に二段手すりと幅木を設置する「働きやすい安心感のある足場」を設置しなければ安全な足場とはいえません。

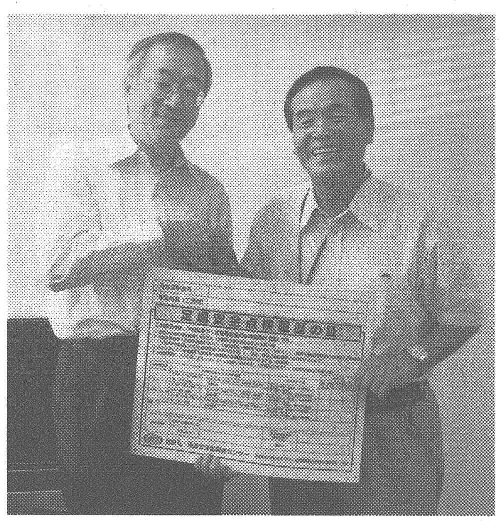

「足場安全点検履歴の証」を手にがっちり握手する川本局長と小野理事長

新政権にも安全確保を強く訴える

労働基準監督署が毎年一斉監督指導を実施していますが、労働安全衛生法規に違反している現場がいつも50%以上あります。違反という意識があまりないのが現実です。国交省は、直轄工事で厳しく指導されているので、違反しないように徹底されています。

川本　もちろん、国の工事では違反がないようにするのは当然のことです。そもそも、国の血税を使った工事で法違反というのはあってはならないことです。こうした公共工事で適切な安全対策をすることによって、民間工事にも普及することが望まれます。

小野　改正安衛則が施行されて3カ月以上がたちますが、安全衛生部長通達で規定している足場の安全対策は、罰則がないためほとんど実施されていません。国交省の対策はいかがでしょうか。

川本　住宅局は、ハード面では「手すり先行工法を使用し、さらに足場の全段に二段手すりとつま先板を設置する働きやすい安心感のある足場」を明記しています。ソフト面では、足場の点検について、「当該足場を組み立てた者以外の専門家のチェックリスト」にもとづいて行うよう明記しています。

小野　しかし、民間工事では部長通達は、ほとんど守られておりません。住宅局が直轄事業を持っていれば、もっと採用が広がっているかもしれませんが、民間の住宅工事にはなかなか浸透していないのが実際のところです。なにか良い手だてを考えていただければと期待しています。前例がないことをするのは難しいことだとは思いますが。

川本　前例がある、なしは関係ありません。前例にとらわれないで、一歩でも前進させる必要があります。ものをつくるという前向きの仕事をするときに、安全の確保など基本を大事にすることは重要なことです。

小野　住宅産業界から死亡する人を出さないようにしなければいけません。ほとんどの職人は社員ではないので、現場での安全対策が遅れがちになっています。

川本　民間工事に安全対策をどうすれば広げられるか、検討していきたいと思います。

小野　組合を設立してから9年間で、足場の安全点検を約6万4000件実施しました。これらの現場からは1件も死亡事故の報告がありません。組合は、改正安衛則が施行された6月以降、点検した現場には「足場安全点検履歴の証」という看板を掲示する活動をしています。これを民間の現場に大いに普及させるようにしていただきたい。

国交省は、重点対策でチェックリストなどによる安全対策の広報活動を求めています。改正安衛則では安全点検を実施して、その記録を工事が終わるまで保存することを義務付けています。「足場安全点検履歴の証」を掲示することで、安全活動を行っている現場であることを証明できます。

こうした活動をすることで、自分たちの業界を少しでも良くすることができればと思っています。民間でも実施するように、住宅局としてなにか措置をしていただければ、われわれの活動にもはずみがつきます。

川本　この「足場安全点検履歴の証」は重点対策における足場安全方針を具現化したものですね。公共工事は言うまでもなく民間工事でも普及を後押ししたいと思います。

理事長から示された「足場安全点検履歴の証」を見ると、点検を実施した仮設安全監理者の氏名、資格証番号、所属会社名のほか、賠償責任保険と傷害保険に加入済みであることを明示していますね。現場での安全活動を広く推進することに役立つものです。

小野　政権が変わっても、安全の重要性はまったく変わりません。工事現場では、毎日1人以上が死亡して、4日以上の死傷災害が約20人起きています。新政権にはこうした現実を強く訴えて、公共工事と民間工事を区別することなく、すべての工事で安全対策を強化するように働きかけていきます。それが未来に向けた明るい建設職人社会ルネッサンスへとつながるのです。このことに大きくかかわっている住宅局のご支援をよろしくお願いします。

川本　これまでも住宅局としては安全の確保に積極的に取り組んできました。これをさらに徹底していきたいと思います。今後ともアクセスもがんばってください。

シリーズ自治体建設関係部長に聞く㉔

【宮崎県】

一人の百歩よりもみんなの一歩

「新みやざき創造計画」の施策実現へ

村井　現在、県土整備部で取り組まれている主な事業についてお聞かせ下さい。

山田　本県は、平成19年6月に策定した「新みやざき創造計画」の施策実現に向けて毎年、部長マニフェストを作成しており、本年度は、県土整備部で所管する各分野について4つの目標を掲げ取り組んでいます。

まず1つ目は「安全で安心な暮らしの確保」として、治水対策事業、海岸侵食対策事業を推進するとともに、土砂災害警戒区域等400カ所の指定や、災害時における地域の孤立解消に向けた災害に強い道路ネットワークの早期構築を図ることとしています。

2つ目は「経済・交流を支える基盤づくり」です。本県の高速道路の供用率は42%となっていますが、これは全国平均の68%と比較しても、かなり遅れています。東九州自動車道および九州横断自動車道延岡線、さらに国道327号古園バイパスや岩屋戸バイパスなどの国道、県道の整備を推進していくこととしています。産業の活性化や企業誘致の面からも、道路整備はたいへん重要であると認識しています。また、県内の重要港湾である細島港、宮崎港、油津港の3港湾については、防波堤の整備や航路の拡幅など、効果的な整備と利活用の促進を図っていくこととしています。

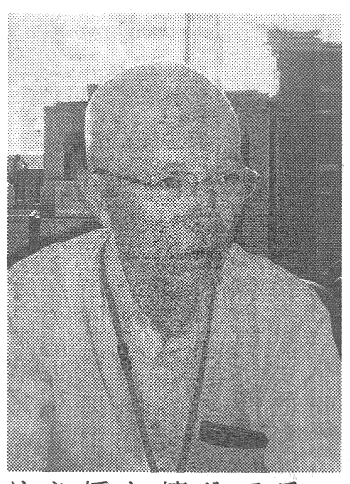

県土整備部長　山田　康夫氏

そして3つ目ですが「自然と共生した環境にやさしい、快適で人にやさしい生活空間づくり」として、市町村や住民・事業者が行う地域の特性を生かした景観づくりの支援や、自然と共生できる河川環境の改善、まちづくりと一体となった都市計画道路の整備推進に取り組みます。

4つ目は「県土整備行政における新たな課題への取り組み」です。アセットマネジメントを推進し、公共施設の諸元や点検結果などの情報登録と併せ、計画的で効率的な保全業務を図ることとし、また、橋梁の長寿命化と耐震対策を含めた予防保全的な維持管理を図るため、「宮崎県汗人（アセット）マネジメント行動方針（橋梁編）」に基づき、新たな手法やシステム導入に向けた推進方策を定めることとしています。

厳しい財政状況にあっても、公共工事の品質を確保しながら社会資本整備を進めていかなければなりません。そのため、入札・契約制度の検証と見直しや建設産業の経営革新に対する支援、コスト縮減の一層の推進などにも努めています。総合評価落札方式においては、試行対象工事を250万円以上として、今年度は500件程度を実施する予定です。このうち地域企業育成型では、これまでの「土木一式工事」に「建築一式工事」を追加し、上限額を3000万円未満まで引き上げ、250件程度の試行を予定しています。

青木　地域企業育成型とはどういったものですか。

山田　本県における総合評価落札方式の型式の1つで、平成21年1月から試行を開始しました。地域企業の育成を促進するために小規模工事を対象とした簡易な方式です。

青木室長（写真手前）と村井局長

村井　続きまして建設労働災害防止として取り組まれている対策についてお聞かせ下さい。

山田　事故発生件数は平成16年度の17件から連続して減少し、昨年度は死亡事故ゼロ件、負傷事故は過去最少の4件となりましたが、しかしこの4件のうち3件が足場などからの墜落によるものでした。足場の設置については、平成17年4月から手すり先行工法を特記仕様書に明記していますが、本年6月に施行された労働安全衛生規則の一部改正にあわせ、再度、適切な墜落防止対策の徹底について通知したところです。今後も現場技術者を対象とした技術講習会や、職員を対象とした研修会を通じ、安全対策の周知徹底を図っていくつもりです。

青木　このたびの安衛則改正によって、ようやく欧米などの足場の施策に近づきましたが、改正内容が徹底されなければ意味がありません。引き続きご指導のほどお願いいたします。当組合にご要請いただければ、研修会への講師派遣や足場機材展示などご協力させていただきます。

山田　工事成績評定や入札参加資格の審査においては、労働災害の発生状況、安全対策の取り組みについても正当な評価をし、不適切な場合には監督処分や減点などの厳しい措置を行っていくこととしています。今後も施工体制監視チームによる抜き打ち検査や施工体制、安全管理体制についても重点的に点検を行い、安全対策の徹底に努めていく考えです。貴組合にお願いすることがあるかもしれませんが、その際にはご協力をお願いします。

村井　山田部長は現場監督のご経験もあるそうですね。ぜひ「安全」に対する理念をお聞かせ下さい。

山田　まず建設工事の施工にあたっては「安全」が「品質確保」の必要条件と認識しています。工事現場では、墜落事故、重機作業中の事故、交通事故が3大事故といわれていますが、これらは人的ミスや物的ミス、管理的なミスが重なって発生していますので、各作業の危険要因を着手前に排除することが、労働災害防止の第一歩と考えています。したがって、安全教育や訓練を繰り返し行い、緊張感のある高い安全意識を持続することによって「労働者の安全と健康を最優先する企業姿勢」を定着させることが不可欠です。そして「一人の百歩よりもみんなの一歩」をモットーに、発注者を含む公共工事に携わる者すべてが、労働災害を防止するという強い意識を持つことが肝心だと考えます。

村井　建設業界へのご意見、ご要望がありましたらお願いします。

山田　建設産業は、優良な社会資本整備と地域の経済・雇用の担い手として重要なパートナーと考えています。厳しい経営環境が続いておりますが、本県では建設産業の健全な発展や工事の品質確保を図るため、経済・雇用緊急対策の一環として、4月に最低制限価格をおおむね85%から90%に引き上げたところです。

また、総合評価落札方式の導入や現場状況に応じた適切な安全対策が図られるよう工事の積算にも努めてまいります。建設業界におかれましては、労働災害防止に係る必要な対策のさらなる強化に取り組まれるようお願いいたします。

村井　今後ともご指導のほどお願いいたします。ありがとうございました。

聞き手＝村井孝幸九州支部事務局長
青木義政安全監理室長